

業務委託契約書

委託者、
受託者協同組合下越労務協会代表理事
下記のとおりに契約する。

(以下「甲」と称する)と、
(以下「乙」と称する)とは、

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙は委託業務の詳細を協議し、委託業務を乙の定める業務範囲内とする。

第2章 契約期間

(契約期間)

第2条 契約期間は、乙の組合員である期間とする。

(契約の解除)

第3条 契約の解除は、甲が乙を脱退したときとする。

第3章 経費の額

(経費の額)

第4条 乙の定める賦課金及び手数料の額とする。

(途中解除の場合)

第5条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、乙はすでに経過した期間、または既に履行した業務内容に相当する経費を甲と協議のうえに甲に請求する。

(費用負担)

第6条 委託業務遂行に必要な費用は原則として乙の負担とする。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については甲の負担とする。

(出張旅費および日当)

第7条 業務に伴い宿泊を要する場合の費用等については、乙の定めるとおりとする。

(支払方法)

第8条 乙の定めるところによる。

第4章 資料の提示および瑕疵責任

(資料の提示および瑕疵責任)

第9条 乙が業務処理に必要な書類、帳簿及びその他の資料は、甲の責任と費用負担において甲が提示（提供）するものとする。ただし、これらの資料の不備に起因して生じた委託業務の瑕疵については、甲の責任とする。

(業務の瑕疵等)

第10条 業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙は誠意を以って解決に努めるほかその瑕疵により甲が被った損害を賠償する。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙に故意または重大な過失があった場合、乙は本条項の責任を免れない。

第5章 守 秘 義 務

(守秘義務)

第11条 乙は、業務上入手した甲に関する情報に関し、本契約終了後も第三者（家族、知人を含む）に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙が業務の遂行に際して甲及びその関係者の個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報を機密として保持し、第三者に開示・漏洩し、または、委託業務以外の目的で利用することはできない。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の合理的措置を講ずる。

- (1) 乙は甲およびその関係者の個人情報を入手する時は、甲指定の担当者を通して行うものとし、適正な入手に努める。
- (2) 前項に規定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わない。
- (3) 乙は甲およびその関係者の個人情報の取り扱いについて、第三者に漏らさないよう事務所内管理者を定め、管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、甲を通して一定の保有情報を開示する。
- (5) 乙は受託した業務の第三者への再委託は行わない。その必要性が生じたときは甲と協議のうえ決定する。
- (6) 個人情報保護法第22条における、甲が行う乙に対する必要かつ適切な監督を行なうことがある。

(成果物の現状変更および譲渡禁止)

第13条 甲は、乙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物（最終成果物だけでなく途中で作成された一切のものを含む。）を変更し、または第三者に譲渡してはならない。

(成果物の権利の帰属)

第14条 無体財産権（著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第22条を除く）の権利は乙に帰属する、

第6章 そ の 他

(協議解決)

第15条 本契約書に規定のない事項および契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、中小企業等協同組合法の定めによる外、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

(合意管轄)

第16条 甲、乙は、万一、前条にて解決せず、紛争が生じた場合は、本契約に関する訴訟の管轄裁判所を新潟地方裁判所とする。

(契約書)

第17条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地
名 称
代表者

乙 新潟県阿賀野市山口町一丁目1696番地
協同組合 下越労務協会
代表理事